

協力業者への支払規定

1. 請求書提出から支払いまでの日取りについて

請求書 締切日 毎月 月末

請求書 到着期限 通常月 : 翌月 5 日必着 (休日の場合は翌営業日)
4月・12月 : 翌月 10 日必着 (休日の場合は翌営業日)

支 払 日 翌月末 (銀行休業日の場合は、次の営業日)

(注) *請求書は、当社の指定様式をホームページよりダウンロードしてください。

*ダウンロードが出来ない場合は、当社の指定用紙をご購入お願いします。

(1000 円にて販売)

*請求書は、「請求書 (正)」「請求書 (副)」の 2 部を提出して下さい。

*請求書は、持参・郵送とも任意ですが、期限必着でお願いします。

*請求書到着期限を過ぎますと、支払は1ヶ月繰り下げになります。

2. 支払内容について

(請負業者の方へ)

**支払金額が、一現場につき500万円以上の場合は、500万円を超えた金額が
手形での支払いとなります。**

(材料納入業者の方へ)

支払金額が、100万円以上の場合、下記の区分にて支払します。

*現金 30% 手形 70%

(全社共通事項)

- ・特別の事情があり規定に適合しにくい場合は、着工前に協議の上、決定します。
- ・手形期日は、支払日より120日(4ヶ月)です。
- ・手形は支払日に本社にて支払います。ご来店下さい。(9:00~16:45)
- ・現金は、各指定口座へ振込料を差引いて振込いたします。

3. 安全衛生協年会費について

1回の取引金額が10万円以上(税抜き)の場合は、安全衛生管理の推進を目的とする、安全衛生協会の賛助会費として、お取引金額の1000分の1を控除の上、支払させていただきますので、ご了承ください。

4. (株)吉野組協力業者会費について

(株)吉野組協力業者会にご加入の取引先様につきましては、1回の取引金額が10万円以上(税抜き)の場合は、安全衛生協年会費に加え協力業者会費として、お取引金額の1000分の4を控除の上、支払させていただきますので、ご了承ください。